

債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	金 額	件 数	資料番号
弁償金（生活保護費） （福祉部）	1,446,486円	37件	1-1～ 1-3
処分自転車等売却費 （防災まちづくり部）	310,500円	1件	2
計	1,756,986円	38件	

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成26年8月5日	93,782円	2号事由	平成30年12月19日	平成29年7月31日徴収停止（13条2号）
2	平成26年8月12日	17,230円	同上	同上	同上
3	平成26年9月6日	100,317円	同上	同上	同上
4	平成26年10月7日	64,384円	同上	同上	同上
5	平成26年10月10日	37,268円	同上	同上	同上
6	平成27年3月18日	36,210円	同上	同上	同上
7	平成27年4月16日	81,645円	同上	同上	同上
8	平成27年4月24日	18,491円	同上	同上	同上
9	平成25年1月1日	6,710円	同上	同上	平成29年7月31日徴収停止（13条3号）
10	平成26年3月1日	27,080円	同上	同上	同上
11	平成26年5月1日	29,089円	同上	同上	同上
12	平成26年6月1日	120円	同上	同上	同上
13	平成26年6月1日	70,000円	同上	同上	同上
14	平成26年7月1日	52,690円	同上	同上	同上
15	平成26年8月1日	10,987円	同上	同上	同上
小計		646,003円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
16	平成26年9月1日	53,700円	2号事由	平成30年12月19日	平成29年7月31日徴収停止（13条3号）
17	平成26年9月2日	31,040円	同上	同上	同上
18	平成26年9月13日	38,478円	同上	同上	同上
19	平成26年10月1日	19,974円	同上	同上	同上
20	平成26年10月1日	55,680円	同上	同上	同上
21	平成26年10月1日	43,380円	同上	同上	同上
22	平成26年12月1日	22,260円	同上	同上	同上
23	平成26年12月1日	59,500円	同上	同上	同上
24	平成27年1月1日	54,770円	同上	同上	同上
25	平成27年2月1日	33,518円	同上	同上	同上
26	平成27年2月1日	3,000円	同上	同上	同上
27	平成27年2月10日	3,000円	同上	同上	同上
28	平成27年3月1日	49,170円	同上	同上	同上
29	平成27年3月1日	3,000円	同上	同上	同上
30	平成27年3月1日	38,830円	同上	同上	同上
小計		509,300円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
31	平成27年3月1日	59,500円	2号事由	平成30年12月19日	平成29年7月31日徴収停止（13条3号）
32	平成27年4月1日	18,500円	同上	同上	同上
33	平成27年4月1日	51,950円	同上	同上	同上
34	平成27年5月1日	62,653円	同上	同上	同上
35	平成27年5月1日	57,480円	同上	同上	同上
36	平成27年6月1日	21,000円	同上	同上	同上
37	平成27年6月1日	20,100円	同上	同上	同上
小計		291,183円			7件
計		1,446,486円			37件

（放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項）

2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

（私債権等の管理に関する規則第9条(徴収停止後の期間)）

条例17条1項2号に規定する相当の期間は、1年とする。

（参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例13条）

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

1号 略。

2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

債権の名称 処分自転車等売却費

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成28年6月28日 平成28年7月11日 平成28年8月22日	310,500円	3号事由	平成30年12月17日	
計		310,500円			1件

(放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項)

3号 破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたときまたは法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。